

TEAM yoko-so

税理士法人横浜総合事務所

株式会社横浜総合マネジメント／株式会社横浜総合フィナンシャル／株式会社横浜総合エクスペリエンス

＜ 横浜総合ASP推進センター ／横浜総合M&Aセンター ＞

セミナーのご案内

※関与先値引き有り

★ “戦略の日” 中期経営計画作成セミナー

自社の5年後のあるべき姿と、そのための経営課題を明確にするための一日！

日時：2022年9月7日(水) 9月22(木) 10月4(火)／10時～18時半

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：2社限定 料金一社 55,000円

昼食代込（お二人迄参加可）

★ “未来創造塾” 全6回経営者セミナー 《※※※年間会員募集中※※※》

第131回「これからの中小企業の組織を考える」～自社史上最高の組織モデルに進化させる～

講師：株式会社UNNAMED SERVICE 代表取締役 三輪 典行

日時：2022年9月15日(木)／16時～18時

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：5,000円(未来創造塾年会員の方及びお連れ様1名は無料)

ネットワーク

日本大通り法律事務所、小越司法書士・行政書士事務所、小俣不動産鑑定士事務所

(株)人財経営センター、(株)日本M&Aセンター、社会保険労務士法人エール

(株)事業パートナー、(株)FPG、(株)経営改善支援センター、一般社団法人フードアカウンティング協会

(株)パワーズアンリミテッド、税理士法人東京クロスボーダーズ

ベンチャー支援機構MINERVA(支援会員) 他

〒231-0023 横浜市中区山下町 209 帝蚕関内ビル 10F

TEAM 横浜総合事務所 ／TEL045(641)2505、FAX045(641)2506

ホームページ <http://www.yoko-so.co.jp/>

Note(毎月更新)、facebook(毎日更新)にもつながります

TEAM
yoko-so

変わらないは、つまらない。

Energize

私たちはお客様の“元気”をサポートします！

緑色の風が吹き抜ける森で...

仕事柄、特に事業承継後（顧問税理士が監査役や役員になることは法的に問題があるため）は事業会社の役員や社団・財団法人の理事や幹事などを依頼されることが増え現在十数社から拝命しています。単に名前をお貸ししているものから毎月の役員会に参加させていただいているもの、さらに事業活動に積極的に参加させていただいているものまで様々ですが、このお盆休みの一週間を充てて幹事を拝命させていただいている「一般社団法人北杜山守隊」の活動に参加させていただきました。

北杜山守隊は「地元の有志や山小屋に頼ってきた登山道整備を、受益者である地元、事業者（山小屋、ガイド、登山関係店等々）、登山者の共同の負担に変えていく受け皿となる」ことをミッションにしています。

そんな活動の中で感じたことをまとめてみます。

●理念とお金の関係性？

社団法人の事業計画会議でまず最初に全員で確認するのがこの法人の「設立の目的（ミッション）」と「長期目標（ビジョン）」です。その上で現状分析と具体的に実現したいことや手法や戦術、行動計画について確認し意見交換が行われます。その時にハッと思いました... 一般の事業会社でミッション、ビジョンの再共有から会議をスタートさせる会社がどれくらいあるのか？と。さらにはミッションやビジョンが明確に社内外に共有されている会社がどれくらいあるのか？と。

会議後の雑談の中で理事の一人トレイル研究家のKさんにその感想を話すと「私たち社は売上や利益の最大化を目的にしていません。また皆が目的のためにはほぼボランティアで参加しています。つまり儲けや給料というお金が介在しないので、共有して皆を繋ぐものは理念以外にないんです」と。一般の事業会社に求められながらなかなか実現できない「理念経営」が社団法人では当たり前なのです。

組織にはすべて「理念（目的）」が必要ですが理念の力はその関係性の中に介在する「お金」によって曖昧に後回しになっていくものだということが分かりました... 当たり前のことかもしれませんが意味で経営の一方の原点がここにありました。

●経営は生き様なり

北杜山守隊では登山道整備の方法として自然にやさしくサステナブルな「近自然工法」を採用しその分野では先駆者の大雪山山守隊のOさんに指導を受けています。そのOさんからこんなお話をお聞きしました。

「たくさんの方に指導しましたがほとんどの方が近自然工法を「手法・技術」として学びます。丸太の固定方法や水切りの作り方、階段の角度や丸太の並べ方等々を近自然工法として学んで帰るんです。でもそれが違うんです、近自然工法は考え方なんです。その山や森の特性、自然の力、利用する人たちの行動... それを注意深く受け止めてその中から最適なやり方を見つけるのが近自然工法なんです」「自分はこう思うではなく、疲れたお年寄りの登山者ならどうしたい？元気なトレランの若者なら？ハイキングに来た子供なら？雨水はどう流りたい？草はどう育ってどう花を咲かせたい？樹はどう根を張りしたい？... そういう自然の声や他人の気持ちを受け止めてベストな方法を探っていくのが近自然工法なんです」と。

爽やかな緑色の風が吹き抜ける森の中でOさんのお話を聞きながら思わず胸が熱くなりました。Oさんにとって近自然工法とは北海道大雪山という大自然の中で見つけた「生き方」なんだろうな～と思いました。

改めて「経営とは社長の生き様である」という言葉が心に突き刺さる森の一日でした。感謝

◆ 民法改正～成年年齢が18歳に引き下げ～

2022年4月1日時点で18歳以上20歳未満の方(2002年4月2日生まれから2004年4月1日生まれ)は、その日に成年に達することになります。2004年4月2日生まれ以降の方は、18歳の誕生日に成年に達することになります。下記では、成年年齢が18歳に引き下げになった法改正についてまとめました。

● 背景

近年、憲法改正国民投票の投票権年齢や公職選挙法の選挙権年齢などが「18歳」と定められ、国政上の重要な事項の判断に関して、18歳、19歳を大人として扱うという政策が進められてきました。こうした政策を踏まえ、民法においても、18歳以上の人を大人として取り扱うのが適当ではないかという議論がされるようになりました。世界的にも、成年年齢を18歳とするのが主流です。成年年齢を18歳に引き下げるとは、18歳、19歳の若者の自己決定権を尊重するものであり、その積極的な社会参加を促すことになると考えられます。

● 民法改正に伴う贈与税・相続税の改正のあらまし

区分		受贈者や相続人等の年齢要件	
		令和4年3月31日以前の 贈与・相続等の場合	令和4年4月1日以後の贈 与・相続等の場合
贈 与 税	●相続時精算課税制度 ●住宅取得等資金の非課税等 ●贈与税の特例税率 ●相続時精算課税適用者の特例	その年の1月1日において 20歳以上	その年1月1日において 18歳以上
	●事業承継税制	贈与の日において 20歳以上	贈与の日において 18歳以上
	●結婚・子育て資金の非課税	結婚・子育て資金管理契約 締結の日において 20歳以上 50歳未満	結婚・子育て資金管理契約 締結の日において 18歳以上 50歳未満
相 続 税	●未成年者控除	相続等の日において 20歳未満	相続等の日において 18歳未満

● 日常生活に関わる改正内容

★18歳(成年)になったらできること。

- ・親の同意がなくても契約できる
(例)携帯電話の契約、ローンを組む、クレジットカードを作る、1人暮らしの部屋を借りるなど。
- ・10年有効のパスポートを取得する
- ・結婚…女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女とも18歳に。

◇20歳にならないとできないこと

- ・飲酒、喫煙をする。養子を迎える。競馬、競輪、オートレース、競艇の投票(馬券など)を買う。

● まとめ

贈与税、相続税等での改正もありますので、何かご不明な点がございましたら、お気軽に弊社担当者までご相談ください。

今月の一言…“良薬は口に苦し”

「 旅をすることが目的なのだ 」
(ゲーテ)

還暦を過ぎると本当にそう思います。目的地よりもまだ見ぬあの山の向こうの景色を
思ってワクワクしながら続ける旅の過程に人生の意味があります。さあ旅を続けよう！

★本や講演やお客様のお話の中から、「これは自分の生き方に取り入れよう」と感じた
ことをノートに書きとめています。そのノートの中から一言…(vol. 172)

★ コロナ感染が再び拡大し、第7波は8月3日時点で感染者数約24万人と過去最高を記録しました。重症
者数は少ないようですが、医療逼迫を迎えている都道府県が多数あり厳しい状況が続いています。この先一
旦は収束しながら12月以降再度感染拡大すると予想されます。弊社訪問担当者には情報を提供させて頂く
よう指示をいたしました。現状であれば抗原検査キットのご手配が可能です。今後、入手することが厳し
い状況が続くと思われます。遠慮なくお問い合わせ下さい。(NISHIO)

★ 8月2日、夏休みを頂き3年ぶりに開催される実家の長岡花火大会を見に帰省してきました。戦後の発展
を祈願して広まった花火大会は、2004年の中部地震からの更なる復興を願い『フェニックス』と名付け
られた大型花火の連続打ち上げなど、日本一と言える地元の誇りです。コロナもあり、会場から少し離れた
丘の上からの見学だったのですが、その美しさには心揺さぶられました！開催すべきかどうかなど様々な意
見はあると思いますが、花火の雄大さから、コロナに負けない志を受取りました！(TOCHIKURA)

★ 義母が喜寿を迎えました。喜寿は紫がテーマカラーだということで、紫のキャベツ、ジャガイモ、玉ねぎ、
赤紫蘇などを使った料理や紫のカーネーションの花束などを用意し、昨年生まれたひ孫も揃ってにぎやかな
お祝い会となりました。やりたいことは？と聞いたら「オーロラを見たい！」フィンランドの“ガラス・イ
グルー”希望のようで、次の傘寿のお祝いで行く約束をしました。膝が痛いとは言っていますが、大きな病
気をすることもなく健康でいてくれることに感謝です。(YAMAMOTO)

★ お盆休み返上で幹事を拝命している「一般社団法人北杜山守隊」の活動に参加して来ました。北杜山守隊
は「地元の有志や山小屋に頼ってきた登山道整備を受益者である地元、事業者、登山者負担に変えていく受
け皿となる」ことをミッションとしています。初日は土砂降りの雨の中登山道視察、2日目は事業計画会議、
3～4日目は北杜市、山梨県、環境省の担当者や地元の協力者にご参加いただき登山道整備のプレツアーを
行いました。つまり登山道整備をツアーとして参加料をいただき観光コンテンツ化しようという計画です。
それにしても、土砂降りの雨の中で昼食も立ったまま摂りパンツまでびしょ濡れになりながら7時間も「こ



こで雨水切らないと登山道が崩れる」「ここでせき止めないと表土が
流出する」などと熱く議論した挙句に我慢しきれず拾った枝と石で
溝を掘りだす人まで… この人達ヤバイ(笑)。子どもの頃台風の大
雨の中で庭で水路掘ってダム作って母親に叱られた俺の子供の頃と
同じだ。子供がそのまま大人になった人達ってやつです。家内に「こ
の人たちヤバイよ」と報告すると、冷た〜く一言「お仲間でしょう
が」と…そりゃそうだ道理で楽しいはずだ(笑)(IZUMI)

★ 悩める老後第10弾！

2022年以降、公的年金と確定拠出年金（DC）など私的年金の改正法が次々に施行されます。改正の全てが長寿時代の老後を強力に支える内容であり、有効に活用できるかで大きな差が出てきます。

● 適用拡大で差

一般的な年金額のイメージは厚生労働省が示す40年制度加入の会社員と専業主婦の妻のいわゆる「モデル世帯」の年金（モデル年金）です。定額の基礎年金（夫婦で計13万円）に、平均的な会社員の収入に基づく厚生年金9万円が夫だけに上乗せされ、夫婦で月22万円です。

年金上積みのカギの1つは加入期間の生涯賃金に応じて増える厚生年金です。生涯資金の増加を後押しする改正の1つが、週20時間以上30時間未満の短時間労働者でも厚生年金に入れる対象企業を拡大する「適用拡大」です。パート主婦だけでなく、就職氷河期世代やシニアの短時間労働者にも、広く厚生年金上積みの道が開かれます。

● 働き方・もらい方で金額に差

モデル世帯の専業主婦の妻が40歳から20年間、夫が定年後の10年間、共に厚生年金加入の短時間労働で月額給与18万円で働いた場合、生涯賃金の増加を反映して夫婦の年金額は月約25万円に増えます。

適用拡大の対象企業は24年に雇用者51人以上に拡大されます。その後も新たな改正でさらに対象は広がる方向で、適用拡大は将来的に短時間労働の女性をフル勤務へと促す可能性もあります。

現在、共働き世帯数は専業主婦世帯の2.2倍です。妻がフル勤務する共働き世帯が一層増えれば夫婦の年金はさらに大きくなります。女性の収入を男性の7割とした場合の共働き世帯の年金額は月28万円強になり、高齢者夫婦世帯の平均支出（19年度で約27万円）に匹敵します。

従来、年金不安はモデル世帯を基準に語られてきましたが、共働きの増加で年金の「老後を支える力」はガラリと変わる可能性があります。

● 繰り下げ受給で金額に差

年金増額の大事な選択肢が繰り下げ受給です。年金は原則65歳受給開始ですが、1ヵ月遅らせるごとに0.7%増額されます。現在は70歳まで繰り下げ可能で42%増額となります。22年4月からは選択期間が75歳まで延び、84%増額となりました。モデル世帯の夫婦がともに75歳まで受給を遅らせると年金額は約40万円となります。額面が増えれば税・社会保険料も増えるので手取りの増加率は通常やや縮みますが、大幅に増えた年金額が終身で続く安心感は大きいと言えます。しかし、年金を受け取ることができない繰り下げ待機中の生活資金をどう補うのかは課題となります。

年金増額の有効な方法は長く働くことです。22年4月以降、60代前半に厚生年金加入で働きながら年金を受給する場合に減額される「在職老齢年金」の適用条件が緩和され、減額なしで働ける人が増えました。また、従来は退職等により厚生年金被保険者の資格喪失までは老齢厚生年金の額は改定されませんでした。4月からは毎年10月に年金額を改定し、それまでに収めた保険料が年金額に反映されるようになりました。



（株）横浜総合フィナンシャルの西尾です！

この年金額に毎年反映される「在職定時改定」という仕組みに変わったことで、シニア世代が長く働く意欲を高めそうです。年金額を増やすことと共に、もう1つ重要なのは自己資金を多く蓄えることです。来月は確定拠出年金(DC)に関してレポートをお送りさせていただきます。

今月の yoko-so



TEAM
yoko-so
変わらないは、つまらない。



結果発表！

暦の上では立秋を迎えましたが、厳しい暑さが続いています。

皆様はお変わりなくお過ごしでしょうか。

yoko-soでは7月号でお伝えした横総クエストの結果発表がございました。横総クエストを勝ち抜いたのは・・・倉本チームでした！

1位から5位まで僅差でしたので、優勝できなかったチームは悔しい気持ちで一杯です。しかし今回の横総クエストのテーマは「交流」です。普段なかなか話せない他部署の仲間とも交流ができ、さらにyoko-soの結束が強まったことを肌で感じます。この結束を活かしyoko-so一同更なるお客様への貢献ができるよう日々精進致します。

次号予告・お知らせ

下半期がスタートしました。
猛暑が続き、さらにはコロナと厳しい日が続きますが、yoko-soは負けることなく元気に仕事をしております。
皆様もyoko-soと共にこの夏を乗り切りましょう！

さて9月からは新たに期待の新人が加わるとか加わらないとか・・・
9月号もお楽しみに！



【第131回 未来創造塾】

株式会社UNNAMED SERVICE
代表取締役

三輪 典行 氏

【経歴】

コンサルティング会社にて、企業再生の現場を数多く経験。その中で企業の継続発展の真のカギは何かを考えるようになる。独立後、その経験から中小企業経営者に特化した「マネジメントコンサルティングサービス」を展開。次のステージを目指す中小企業にティール組織の理論を取り入れる。次世代型組織モデルを提唱、金融機関とタイアップし、VUCA時代の経営計画の策定支援、組織変革支援等、多くの中小企業の経営をリードする。

これからの中小企業の組織を考える ～自社史上最強の組織モデルに進化させる～

「パーパス」「自立型組織」「心理的安全性」という言葉は、今や日常的に経営の最前線で使われるようになり、激変する世界で中小企業経営そのものが変化を問われています。

本セミナーでは、次世代型組織がもつこれら3つの要素の体系を学び、どのように組み合わせるのか、そのエッセンスが注がれた経営計画書がどのようなものになるかをお伝えします。

このような方にオススメです！

- ▶ 組織の形が、時代に合わなくなっていると感じている
- ▶ 次のステージを目指す上で自社に合うマネジメントモデルを模索している
- ▶ もっと社員の情熱を引き出したい
- ▶ 自律分散型組織、ティール組織について知りたい

お申し込みはコチラから ➡



日 時

2022年 9月15日 (木) 16:00 ~ 18:00

※異業種交流会は状況により企画し、開催可能な場合には別途ご案内します。

参加費

5,000 円 (未来創造塾年会員の方及びお連れ様 1 名は無料)

主 催

TEAMyoko-so (共催： 社会保険労務士法人エール)

会 場

横浜市中区山下町209 帝蚕関内ビル10F (ハローワーク横浜の10F)
横浜総合事務所セミナールーム



※会場での開催を前提としておりますが新型コロナウイルス感染症拡大状況によりオンライン開催に切り替えさせていただく場合がございます。

主催：税理士法人横浜総合事務所 担当：齊藤/渡邊
共催：社会保険労務士法人エール 担当：遊佐 TEL：045-549-1071

【第131回 未来創造塾】参加申込書

下記申し込み欄にご記入いただき、そのまま f a x にて送付ください。

F A X 番号 : 045-641-2506

該当項目に✓をお願いします。

- ☐ 年間会員希望
☐ 一般参加希望 (5,000円/1名)

**当セミナーは会場での開催を前提としておりますが
新型コロナウイルス感染症拡大状況により
オンライン開催に切り替えさせていただく場合がございます。**

フリガナ			
貴社名			
フリガナ		部署/役職	
ご参加者名			
TEL		FAX	
メールアドレス			
個人情報の取扱い	(下記 ■ 個人情報の取扱いについて) に ☐ 同意する (☐ に ✓ 点)		

※セミナーは後日の視聴も可能です。別途、視聴用のURLをお送りいたします。

また、一般会員の方の受講料につきましては、請求書をお送りいたします。

お申し込みはコチラから ➡



FAX・もしくは左記QRコードよりお申し込みをお願い致します。

※年会員様につきましては、別途参加確認メールをお送りします。そちらへご回答をお願い致します。

(個人情報の取扱いについて)

当社は収集いたしました個人情報を ①セミナー運営のため ②お問い合わせのあった事案に対する回答のため ③お問い合わせの内容に資料等の送付が必要な場合の郵送のために使用いたします。収集した個人情報について、本人の同意なく第三者に開示又は提供することはいたしません。あらかじめご確認ください。

アフターコロナを見据え
自社の将来を考える一日！

『将軍の日』は、2021年より『戦略の日』にリニューアルしました。

『戦略の日』



中期経営計画立案セミナー

足元を見つめ直し、中長期の会社の
方向性を明確にしませんか？

コロナ禍で今を戦う経営者の皆様へ

大きな事業構造の【変革】が求められる時代へと突入した
今こそ、自社の変化へのシナリオが必要です！

自社の現状を分析。5年後のあるべき姿を描き、売上、利益、資金繰りを
数値化し、課題解決のポイントを明確にします。

自社の生き残りの道筋を

専門家サポートのもと

経営者ご自身で策定する1日

こんな方におすすめです。

- ・先行きの資金繰りが不安
- ・コロナ禍で将来像が見えない
- ・後継者・幹部と会社の将来についてじっくり話をしたい

9/7(水)

9/22(木)

10/4(火)

参加申込書

FAX: 045-641-2506

会社名:

参加者名(経営者限定):

住所:

電話:

参加希望日: 月 日

※いずれか1日をお選びください。

時間: 10:00~18:30

場所: 横浜総合事務所セミナールーム

参加費: 1社2名様迄 55,000円(昼食込)

※1日2社の限定開催



税理士法人横浜総合事務所

* 事前提出資料: 直近2期分の申告書一式など

* 人数限定のためキャンセルはできません。ご了承ください。

お問合せ 税理士法人 横浜総合事務所 / 栃倉・常平

www.yoko-so.co.jp

Phone 045-641-2505

I.『將軍の日』に参加を決めた一番のポイントは？

10年間、業績伸びて来ましたが、
前期、今期と売上減少を懸念

I.『將軍の日』に参加を決めた一番のポイントは？

I.『將軍の日』に参加を決めた一番のポイントは？

目標を達成するための道すがら、
自分だけでは作れないと
思い、勉強させて頂くと思っていました。

I.『將軍の日』に参加を決めた一番のポイントは？

自分の考えでは見極める確認

VI. 本日のセミナーにて印象に残った点や、ご意見をご記入ください。

同業から学びました。

今後とも関係が深まることを望みます。

III.『今後の抱負』を聞かせてください

必ず達成します。

戦略の日に参加して頂いた
お客様からの“声”です

III.『今後の抱負』を聞かせてください

理念をしっかり伝え、気持ちよく働ける会社にしていきます。
数字もしっかりと考えていきます。

VI.『將軍の日』を体験したことがない経営者が数多くおります。
どのような悩みや考え方を持った経営者に効果があると感じますか？

未来が想像できなくな。今日の仕事を大切に

I.『將軍の日』に参加を決めた一番のポイントは？

危機感やいつもあり、自分からどうするかは、いいか、山からなく

やっていた。

I.『將軍の日』に参加を決めた一番のポイントは？

会社の経営方針（理念）を、しっかりと理解して、
将来をしっかりと考え、取り組む。

I.『將軍の日』に参加を決めた一番のポイントは？

会社に対する理解

II.計

☒変わった ☐変わらない

上記の理由

カラーで、5年後のイメージが見えるようになりました。

VI. 本日のセミナーにて印象に残った点や、ご意見をご記入ください。

原点に帰りました。

II.『將軍の日』に参加して、「良かったと感じること」「心境の変化」はありますか？

計画を立てることの大切さ

ご記入ください。

新しい事が多いので、そこをサポート

必要に応じて、

I.『將軍の日』に参加を決めた一番のポイントは？

目標を達成するための道すがら、自分だけでは作れないと

VI.『將軍の日』を体験したことがない経営者が数多くおります。

どのような悩みや考え方を持った経営者に効果があると感じますか？（業種や年齢でも可

カンで経営をしている人

当日の流れ

10:00～ 導入講義
計画立案のポイントを確認

10:20～ 自社分析
外部環境と強み・弱みを分析

11:30～ 理念・ビジョン
明確化し、浸透策を考えます

13:30～ 数値計画
専門家サポートのもと、
数値化します

17:20～ 初年度 目標・方針
アクションプランを考えます

18:30 終了

勝機が見えた！

「戦略の日」ではこのような
効果があります！

・頭の中の考えを「言語化・数値化」
することで、モヤモヤしていた不透明
感がスッキリします！

・自社の環境を最大限にいかした資金
繰りの検討までできるから経営の意思
決定に役立ちます！

・世代交代を考えている方は「後継者
育成」に幹部社員教育は「財務・経営
教育」に効果的！

【TEAMyoko-so×ワタミ共催セミナー】



ゲストスピーカー
ワタミ株式会社
東日本店舗開発部 本部長
木村 誠氏

外食産業の進むべき道 ～コロナ禍のワタミ出店戦略～

『コロナ禍に対して、外食産業はどのように立ち向かうべきか』
2020年から様々な産業に大きなダメージを与えているコロナ禍において、特に大きなダメージを受けたのが、飲食の中でも居酒屋業態でした。
今回はゲストスピーカーに、コロナ禍で大幅に出店戦略を転換した外食企業、ワタミ株式会社の木村 誠氏をお招きし、ワタミの出店戦略をお話いただきます。

このような方にオススメです！

- ▶ コロナ禍でこれからの事業展開に悩んでいる飲食店経営者様
- ▶ コロナ禍で既存店舗をブランド変更を検討されている飲食店経営者様
- ▶ コロナ禍で事業の多角化を検討されている経営者様

お申し込みはコチラから →



日 時	2022年 9 月21日（水） 16：00 ～ 17：30
参加費	無料
参加人数	最大50人程度
主 催	TEAMyoko-so ※会場での開催を前提としておりますが新型コロナウイルス感染症拡大状況によりオンライン開催に切り替えさせていただく場合がございます。
会 場	横浜市中区山下町209 帝蚕関内ビル10F（ハローワーク横浜の10F） 横浜総合事務所セミナールーム

下記申し込み欄にご記入いただき、そのまま f a x にて送付ください。

F A X 番号 : 045-641-2506

当セミナーは会場での開催を前提としておりますが
新型コロナウイルス感染症拡大状況により
オンライン開催に切り替えさせていただく場合がございます。

フリガナ			
貴社名			
フリガナ		部署／役職	
参加者名			
TEL		FAX	
メールアドレス			

お申し込みはコチラから →

FAX・もしくは上記QRコードよりお申し込みをお願い致します。



(個人情報の取扱いについて)

当社は収集いたしました個人情報を ①セミナー運営のため ②お問い合わせのあった事案に対する回答のため ③お問い合わせの内容に資料等の送付が必要な場合の郵送のため に使用いたします。収集した個人情報について、本人の同意なく第三者に開示又は提供することはいたしません。あらかじめご確認ください。



お問合せ先 税理士法人 横浜総合事務所
担当：大川/須佐
TEL:045-641-2505 / FAX:045-641-2506



横浜市中央図書館
令和4年度 第1回 ヨコハマライブラリースクール

経営者のための事業承継セミナー

～事例から学ぶ株式承継のポイント～

令和4年9月6日(火) 14:00～16:00



中小企業経営者の高齢化は深刻であり、廃業による雇用や技術の喪失を防ぎ、世代交代等を契機とした成長を進めるため、事業承継が一層重要となっています。事業承継では、「人(経営)」「資産」「知的資産」の各要素を後継者に引き継ぐ必要がありますが、今回は資産のうち『自社の株式』の承継について、事例を交えてそのポイントをご説明いたします。

また、横浜市信用保証協会職員が事業承継に関する保証制度及び経営支援について、ご説明いたします。セミナー後は税理士による無料相談会も実施いたします(要予約・先着順)。

- 対 象：横浜市内の中小企業経営者
- 会 場：中央図書館5階 第一会議室(横浜市西区老松町1)
- 定 員：会場 20人 / Zoom 20名(先着順)
- 申 込：令和4年8月10日(水) 午前9時30分から受付開始
- 主 催：横浜市信用保証協会、横浜市中央図書館
- 協 力：横浜信用金庫

セミナー内容

事例から学ぶ株式承継のポイント

講師：税理士 足立 祐介氏

- 事業承継の概要
- 株式に関する基本事項
- 事例(ケースごとの課題と解決方法)

横浜市信用保証協会の事業承継支援について

講師：横浜市信用保証協会職員

- 事業承継保証制度の概要
- 外部専門家派遣制度の概要
- 図書館相談会の概要



横浜市信用保証協会
イメージキャラクター ハマ福

相談会

希望者を対象に、セミナー後1回30分実施します。

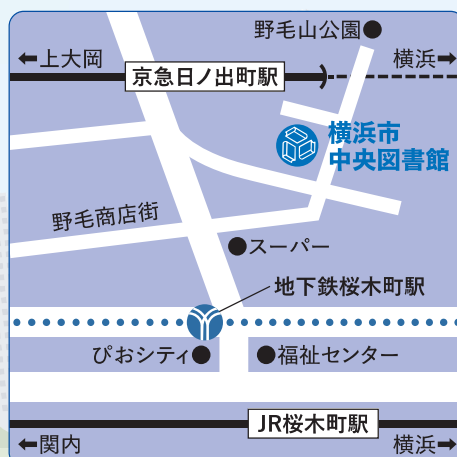
16:00～16:30 / 16:30～17:00 各1名 先着順(要事前予約)

講師



税理士法人横浜総合事務所
税理士 足立 祐介氏

大学卒業後の2007年、横浜総合事務所に入社し、中小企業の月次決算支援及び上場企業の税務監査業務に従事。その後、大手税理士法人にて事業承継支援の業務に従事。2022年1月より横浜総合事務所に再入社し、中小企業の永續発展に貢献すべく、事業承継支援、経営計画策定支援を中心とした経営コンサルティング業務に従事。



人と出会い、本と出会い、知識を深める「学び」を図書館から。

ヨコハマライブラリースクール

申込方法

- ① ホームページ：https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/library/shirabemono/library_school/r401libraryschool.html

※Zoomでご参加の方は、ホームページからお申込みください。後日、招待メールをお送りします。



ヨコハマライブラリースクール



- ② 電話：☎045-262-7336

- ③ セミナー会場：横浜市中央図書館 3階カウンター

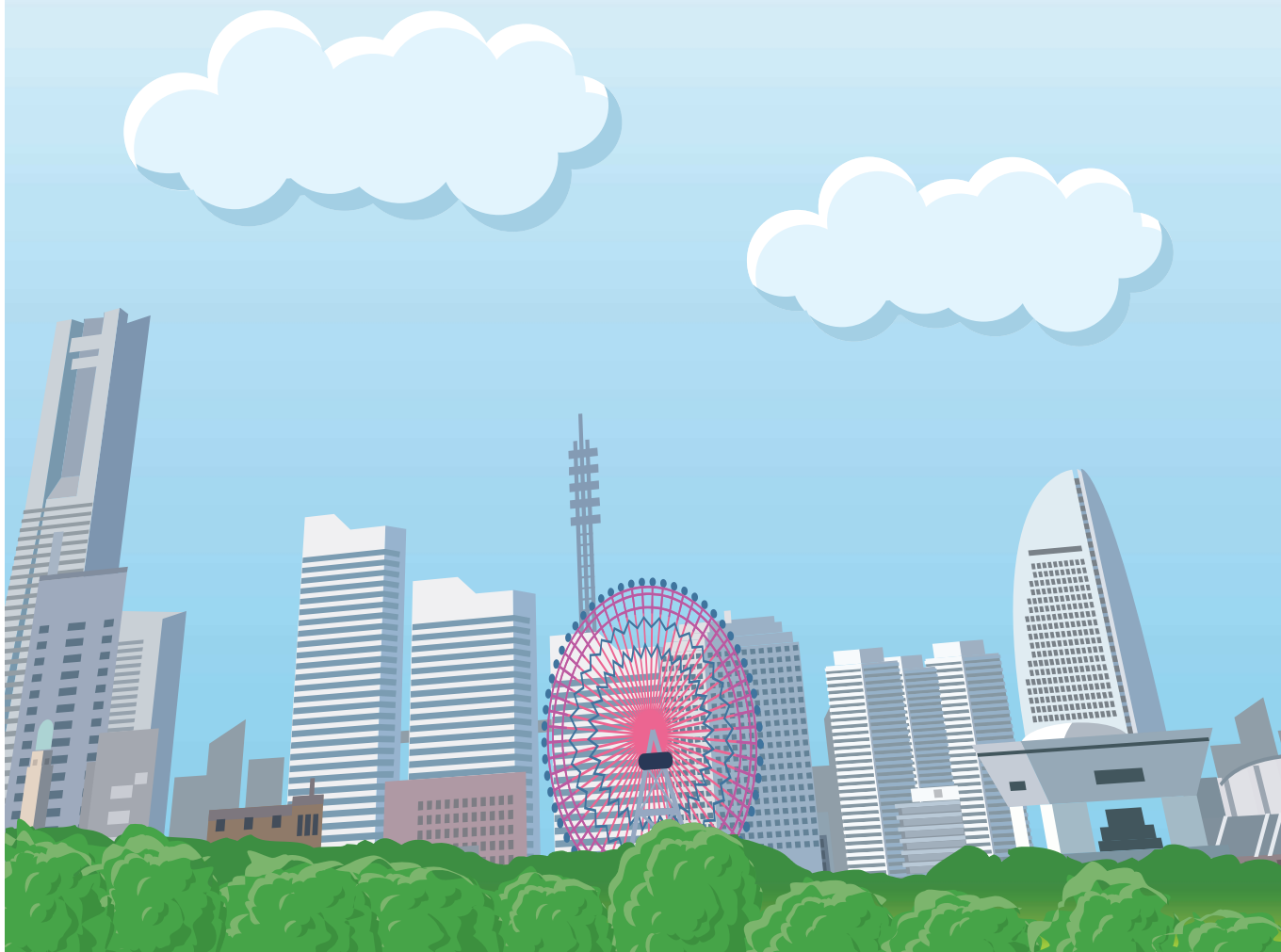
※手話通訳をご希望の方は会場参加となります。8月26日(金)までにお申し出ください。

※申込時に「講座名、氏名、電話番号」をお知らせください。

※申込時にご記入いただいた個人情報は、「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い適正に管理し、申込受付及び講座の中止等、連絡の必要が生じた場合にのみ利用します。

諸注意

- 当日ご自宅等で検温し、37.5度以上の発熱、暑苦しさなどの症状がある方、体調がすぐれない方はご来場をお控えください。また、当日はマスクの着用、手指消毒にご協力ください。
- 急な災害や新型コロナウイルス感染症の状況により、やむを得ず開催を中止する場合や会場参加の人数を減らす場合は、ホームページ等でお知らせするほか、申込時にご記入いただいた連絡先にご連絡します。





横浜市中小企業融資制度

経営改善に取り組む

市内中小企業の皆様へ



新型コロナウイルス 伴走支援特別資金

新型コロナウイルス関連の融資制度をご案内いたします。「経営行動計画表」を策定し、金融機関の継続的な伴走支援を受け入れることで、保証料ゼロなどで借り入れができる制度です。横浜市だけでなく、各県の保証協会でも同じ制度がございます。TEAMyoko-soでも経営行動計画表の策定サポートができます。別途、融資計画サポートもいたします。担当者にお気軽にご相談ください。

融資額
6,000 万円まで

拡充 信用保証料
0 (ゼロ)

据置期間
最大5年間

<<<既存の借入からの借換可能です!>>>

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業が、金融機関との対話を通じて経営行動計画を策定し、金融機関の継続的な伴走支援を受けながら経営改善等に取り組める融資です。
信用保証料を国と横浜市が全額負担します。

まずは、お取引のある又は最寄りの金融機関にご相談ください。

<取扱金融機関>

【信用金庫】 横浜、かながわ、湘南、川崎、さわやか、芝、城南、世田谷

【銀行】 みずほ、三菱UFJ、三井住友、りそな、横浜、第四北越、きらぼし、群馬、山梨中央、北陸、スルガ、阿波、静岡、神奈川、東日本、大光、静岡中央

【政府系金融機関】 商工組合中央金庫

融資・伴走支援の流れ

1

お取引のある又は最寄りの金融機関に
ご相談・お申込みください。

※融資の申し込みに必要な納税証明書などの発行手数料が減免（無料）となる場合があります。

申込

2

金融機関との対話を通じて経営行動計画を策定します。

計画
策定

3

セーフティネット保証(SN)4号・5号を利用する場合、金融機関が、
事業者の皆様代わりに、横浜市に認定申請を行います。

認定

4

金融機関は融資の審査後、横浜市信用保証協会に保証申込を行います。

融資
審査

5

横浜市信用保証協会は保証の審査後、保証を決定します。

保証
審査

6

金融機関は融資を実行します。

融資
実行

7

金融機関は、経営の状況を確認し、必要に応じて、
経営行動計画の実行のため、追加的な経営支援を行います。

伴走
支援

申込要件

経営行動計画を策定した次の1～3いずれかの市内中小企業者

1.SN4号(新型コロナの影響)の認定を受けた方

2.SN5号(売上高等の減少)の認定を受けた次の(1)(2)いずれかの方

(1)売上高等減少率が15%以上の方

(2)(1)を満たさず、最近1か月間に対応する前年同月の売上高が、令和2年1月29日時点における直近の決算
の月平均売上高等より15%以上減少している方

3.SN4号・5号いずれの認定も受けていない次の(1)(2)いずれかの方

(1)最近1か月間の売上高が前年同月の売上高より15%以上減少している方

(2)最近1か月間の売上高が前年同月の売上高より5%以上減少し、前年同月の売上高が令和2年1月29日時
点における直近の決算の月平均売上高等より15%以上減少している方

内容

融資額：6,000 万円以内

融資期間：10 年以内(うち据置期間5年以内)

利率：1 年以内0.9%以内/3 年以内1.2%以内/5 年以内1.4%以内/10 年以内1.6%以内

信用保証料：ゼロ

【認定の問合せ】横浜市経済局金融課

電話：045-671-2592 FAX：045-664-4867

Email：ke-kinyu@city.yokohama.jp

8:45 ～ 17:15（土日祝日・年末年始を除く）

所在地：横浜市役所（横浜市中区本町6丁目50番地の10）

（令和4年4月に、認定窓口は横浜情報文化センターから横浜市役所に移転しています）